

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

海洋環境保全の人類学

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 博之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00000986

序章 海洋環境保全の人類学

松本 博之

奈良女子大学名誉教授

1. はじめに

水辺は生命の育まれる豊かな地帯（エコトーン）である。そのため、そこは先史以来人類にとっても最も豊かな生活資源を提供する可能性を秘めた場所であって来た。ところが、近年では既開発国の沿岸水域ばかりか、1960年代以降世界的な漁業技術・加工技術・輸送技術の長足な革新と拡散により、途上開発国においても沿岸水域そのものやそこに生息する海洋生物は未曾有のダメージを受けている。すなわち、直接的な海洋生物資源の過剰捕獲ばかりでなく、森林伐採、工場・住宅用地造成、リゾート開発、耕地整理、ダム建設や護岸工事など、数多の陸上開発にともなう土砂の流出や埋め立て、化学物質をふくむ生活・工場排水による水質汚染や大気汚染、水産養殖業の興隆にともなった浅海水域改変によって、多様な海洋生物のゆりかごである沿岸水域や海の天然更新水産資源は決定的な打撃を受け、そのことは現在も進行中である。

海洋の生物資源利用だけに目をとめても、近年の地球上の人口増加と一部地域における生活水準の上昇にともなう食生活の肥大化、また狂牛病等への恐れや健康志向のために脂肪源・タンパク源を家畜類から魚介類にシフトさせる動向、さらには既開発国向けの途上開発国における魚介類食品加工の産業化にともない、過剰な資源利用を招き、沿岸水域資源への圧力は高まる一方である。とくに途上開発国にあっては、外部地域からの需要と市場に左右される不安定な状況下で、海洋資源利用の自律的な体制は維持しえず、旧来の多種類の海洋資源に依存する利用形態から特定種の集中的な捕獲をうながし、またみずからも生活水準の向上をめざしてローカルな沿岸水域の人工的改変や養殖場の荒廃など、生態系へのインパクトを強めている。そのため、沿岸水域の総体としての環境劣化はこれまでに類を見ないほど世界各地に拡散しているのである。

一方、目に見える陸上生物の衰退に端を発した生物保護・環境保全の運動は1990年代に入り、リオデジャネイロにおける環境サミットを契機として、鯨・シロイルカ・ジュゴン・ウミガメなどの希少海洋生物捕獲の規制強化のみならず、サメやナマコ、さらにはマグロなどの魚類や棘皮動物、そしてまたサンゴ礁・マングローブ林・干潟などの沿岸水域環境にも目が向けられるようになり、目下、手探りの状態で沿岸水域や海洋生物の保護・保全が試みはじめられたのである。

ところが、今日の生物保護や環境保全の運動は、ローカルな地域社会の構成員によ

る自発的な取り組みというよりも、資源管理や参加型開発の名目で、当該の地方政府や国家ばかりか、経済や政治と同じように、国際関係機関や各国政府間の条約や協定、さらには国際的な非政府組織（NGO）など、様々なレベルの外部アクターが複合的に絡み合い、ローカルな問題に深く関わって展開している。沿岸水域の生物保護や環境保全は、陸上以上に回遊性や移動性を持つ資源のあり様や保全のための資金不足によって単一のローカルな地域社会だけでは対処しえない多くのケースがあり、それら外部アクターの関与が良好な結果を生み出している場合もあるが、地域社会内部の利害関係者や地域社会の歴史的、社会文化的な特質の多様性や関与する外部アクターの保護や保全に対する考え方の違いにより、必ずしもすべてが成功を取めているとはかぎらない。まさに目下人類にとって手探りと言わざるをえない状況である。また、ときによっては既開発国の外部アクターによって先導される「生物保護」や「環境保全」という抽象的な理念の下で運動を展開するために、ローカルな地域社会にあっては、かえって混乱や亀裂や崩壊をまねく事態も生じている。現在の生物保護や環境保全はたんに資源利用と持続可能な開発といった狭義の生態的かつ経済的な問題ではなく、社会文化的な視点から見れば、20世紀後半から世界の変容を大きくうながしている重要な歴史的モメントになっていると言えなくもない。こうした状況下において、われわれ研究者、とくに人類学的研究はこの事態にどのように取り組めばよいのであろうか。

2. 本論集の課題

本論文集の意義付けを行っておこう。まず、世界の中でも有数の海洋資源利用国である日本がこの問題に関して研究課題として取り上げ、積極的な役割を果たさなければならぬ現実がある。人類は基本的に陸上生物であり、炭水化物を主食とし、富の源泉や蓄積を陸上生産物にもとめ、沿岸水域の資源は二義的な地位に置かれてきた。また、国家形成や支配権力の形成も蓄積可能な陸上の農産物をベースにしてきた歴史もある。研究者の間でも陸上中心史観が支配的であり、沿岸水域で生活を営む人々はどちらかといえば国家や支配権力から従属的な地位に置かれてきた。それゆえ、学術的な試みにおいても、世界的にそうした人々の研究はつねに少数派であって来た。ところが、陸上生産の限界もあり、上記したように、人類は沿岸水域の資源にますます依存度を強めている。その資源利用を持続可能なものにする意味でも、環境保全の問題は避けては通れず、日本が果たさなければならない役割には大きいものがある。

ところで、海洋資源利用あるいは漁業一般の研究に関するレビューはすでに岸上（2003）が詳細に行っているののでそれに譲るが、海洋資源利用やその環境保全に関する人類学的研究は、Johannes（1978）や Cordell（1974）の沿岸水域利用社会の生態

学的なサブシステム研究に端を発しながら、Gordon (1954) や Hardin (1968) によって問題提起された「コモンズ論」との接点で取り扱われる研究に先導されてきた。わが国においても、1970年代渡辺と伊谷に率いられた若手の研究者たちが戦後の生態学的研究においてより自然との関係の深い沿岸水域をフィールドに、Conklin (1957) や Goodenough (1964) らの民族生態学的かつ認識人類学的な分析手法も取り入れながら、沖縄・瀬戸内海・東北を舞台に沿岸水域におけるサブシステム研究の下地が形成され (渡辺 1977; 伊谷・原子 1977), それ以後その若手たちが海外での調査活動を展開していったのである。

その後の資源管理や環境保全の研究という観点からみると、よりプラグマティックな傾向をもつ欧米の研究者がやはり散発的に先行したのであるが、1983年国立民族学博物館の主催で行われた国際シンポジウム (Ruddle and Akimichi 1984) は日本の沿岸漁村における漁場利用のしきたりを世界に知らしめると同時に、その後の東南アジア島嶼部や太平洋域の島々、亜極北・極北地域における沿岸水域資源利用のサブシステム研究や慣習的な資源管理研究をうながすエポック・メイキングなものとなった (Ruddle and Johannes 1985; Cordell 1989)。

その後も沿岸水域の資源利用や管理の人類学的研究では、国立民族学博物館が継続的に1つの重要な役割をはたしてきたのであるが、とくに1998年の先端民族学研究部の開設以来、重点研究や共同研究のテーマとしてプロジェクトが試みられるようになった。すなわち、重点研究「トランス・ボーダー・コンフリクト」の一環として、沿岸水域の資源管理や資源をめぐる紛争、海洋汚染などが問題化され、『紛争の海——水産資源管理の人類学』(2002)としてシンポジウムの成果が公表されたが、なかば同時並行する形で、海洋資源利用を行なう地域社会に関する研究は国立民族学博物館の共同研究プロジェクトとして引き継がれた。

1999年から3カ年のプロジェクトでは、「先住民による海洋資源利用と管理」が共同課題とされ、寒帯・亜寒帯の北アメリカおよび東アジアの地域と環太平洋地域を対象に、先住民を中心として、小規模沿岸漁民が底生生物資源および広域回遊性海洋資源をどのように利用し管理してきたのかを検討した。より具体的には、生業活動と商業漁業との関係、先住民権と資源利用、多数派の成文法と少数民族の慣習法をめぐる対立と紛争、持続的な資源管理と保全、それに民俗的知識と科学的知識の相克といった、先住民や小規模漁民の資源利用をめぐる現代的な諸問題に焦点を当てるものであった (岸上 2003)。しかし、そこにあつては、国立民族学博物館の研究プロジェクトというフレームワークもあり、先住民族・サブシステム・慣習的な資源管理に関する議論が支配的となった。つまり、「先住民」を1つのキーワードにしなが、その研究課題として応用人類学的な問題解決をめざしたために、長年持続的に沿岸水域の資源利用をしてきた先住民社会や小規模沿岸漁村から慣習的な資源管理の知恵を学

ぼうとするものであった。その背景には、資源管理や環境への意識の高まりとともに、世界における海洋資源利用の人類学的研究がほぼ同時に「コモンズ論」を中心に議論が展開していたことがある（たとえば、Berkes et al. 1989）。ところが、その共同研究会のメンバーが1980年代以降フィールドに赴き蓄えてきた資料においては、秋道（2004）も指摘するように、先住民社会にしるそれ以外の沿岸小規模漁民社会にしる、グローバル化した商品経済のインパクトが大きく、「慣習的な資源管理」を十全な形で観察することはむずかしく、資源管理の知恵はそれ自体意識的な行為であったことなのか、それとも研究者のロマンなのか、さらには技術水準において資源枯渇をまねかない状況に過ぎなかったのか、明確な結論を導き出すにはすでに不利な状況下にあった。

それと、海洋からの獲得資源は栄養学的にはそれのみで人間生命の持続・再生産が可能ではなく、植物性の食糧獲得やそれとの交換が可能でなければならない。それゆえに、海洋資源利用社会は、交易にしる、交換にしる、あるいは朝貢にしる、つねに海洋資源の流通の側面を背景に持ってきた。今日その世界システムの中核地域から遠い、厳しい自然環境の中で暮らしてきた（あるいは、そこに押し込められてきた）先住民社会にしても、植民地化の過程でその僻遠の地での商品生産を手掛けた入植者の商品流通のネットワークの外に置かれていた人々など見出すことはむずかしく、研究会は続くテーマとして「流通」のキーワードを組み込むことによって、新たな展望を得ようとしたのである。

ここでは、先住民社会はともかく、東南アジア水域の小規模沿岸漁村では、コミュニティ内や隣接地域内での互酬的交換や交易ばかりか、中国という古くからの食文化中枢を最終消費地とする特殊海産物のエスノ・ネットワークによる広域的な流通、また現在では香港、上海、シンガポールなどの観光地での需要、さらには日本のみならず、中国をはじめ、ヨーロッパ世界における外食産業やファーストフードでの需要の増大が世界の隅々にまで海洋資源利用のインパクトを及ぼしていることが明らかになった（岸上2008）。

そうした検討の過程においても一部で触れられていたのであるが、現在の環境保全を意図する資源管理は、その用語とともに、「生物多様性」、「持続可能な開発」というスローガンが1990年代から世界的に人口に膾炙されるようになって以降、ローカルな地域社会の自発的活動というよりも、外部からの関与によって具体的な施策が講じられるようになった地域が多い。つまり、今日の資源管理の現象は、もちろん在地における資源の枯渇や環境劣化を起因とするが、1990年代以降、ローカルな地域の先住民や沿岸漁民にとっては、当初から「環境問題」として既開発国を中心とした自然保護団体のNGOや国連などの国際機関による「環境保全」、「生物多様性」、「持続可能な開発」といったグローバル・スタンダードに先導された外部アクターの関与に

よって生じた事柄と言える。

このように、キーワードを「(共同体規制としての) 資源管理」から「環境保全」にシフトさせてみると、今日特徴的なことは、先住民社会にしる途上開発国の小規模沿岸漁村にしる、ローカルな地域社会が「持続可能な開発」や「参加型開発」の名のもとに、国際的な環境運動を展開する NGO やそのスローガンにうながされた各国政府、あるいは地方政府など外部のアクターと直接関わらざるを得なくなっている事態である。Berkes (2006) はコモンズ論の立場から、とくに海域にあっては資源分布やその移動性をともなう資源のあり様のために、たんにコミュニティを基盤にした資源管理システムだけでは不十分であり、資源のあり様とそれに対応する空間的レベルの異なった管理組織の必要性を説いているが、国際的な運動を繰り広げる諸団体やそのエージェントはどちらかといえば、上記の観念化したスローガンを目標に在地において短期的にその解決を図ろうとしたり、またローカルな地域社会が国際政治や国内部の省・部局間の対立といった政治的文脈のなかに組み込まれてしまうために混乱を引き起こしたり、それまでの地域社会にあった資源管理機能を破壊したり、文化・社会の変容をもたらしてしまう事態も生まれている。さらにまた、外部アクターとの関係性がかえって資源管理の問題に複雑さと障害をもたらしていることもある。先住民社会であれ、それ以外の沿岸漁民社会であれ、外部から関与する関係機関は国家や地方政府は言うに及ばず、生物保護をめぐる国際会議の決定や NGO をはじめとしたそれ以外の関係機関であっても、超国家的な環境活動グループや国際的な機関が関与する。そこには、地域社会の社会・文化・主体性をどこまで保持できるのか、活動グループが持ちこむプロジェクトが地域社会の特質を考慮した妥当なものなのか、あるいは外部機関の関与がどれほどのタイムスパンで実施されるのか、あるいはまた外部機関の評価が費用対効果といった監査をベースにした方針を取るものが多く、その持続性に問題がないのか、こうした参加型開発の名のもとで展開される環境保全が、今日では地域社会や地域住民にとって様々な問題を引き起こしているのである。それゆえに、これまでの環境保全の取り組みがそのことを逆に明らかにしたといってもよいが、当該の生物資源や沿岸海域に関わる利害集団が複雑に絡み合っているだけでなく、環境保全に取り組むローカルな地域、地方、国、国際機関など、NGO や NPO もふくめ、それらの地域社会に対するインパクトやその相互調整がきわめて大きな問題として浮上していることである。

つまり、環境保全の問題はもはや狭い意味での環境問題にとどまらず、文化的、社会的、経済的、政治的な多様な側面をもち、地域社会のそれらの諸側面に変容をうながす歴史的な動因や背景になっているのである。したがって、今回の共同研究会では、これまでのプロジェクトの海洋資源利用とその管理という生態学的なモチーフやコモンズ論は通奏低音として流しながら、環境保全をめぐる複雑化している社会的側面

を浮き彫りにすることにした。

ただ、短期間の単一の研究プロジェクトにおいては、残念ながらその全側面をカバーすることはできない。そこで、いささかトピック的になるが、ここでは5つの側面に焦点をあててみた。それらを相互に分断することはできないが、1つは資源利用や環境保全・参加型開発の一方の当事者となる地域社会やコミュニティ構成員たちの環境認識のあり様である。住民の環境認識や環境に関する知識は従来から人類学的研究の重要な対象であってきしたが、環境保全や参加型開発が試みられる際、外部アクターはとかく地域社会やコミュニティを同一の知識を持った一枚岩の同質な利害集団と考えがちである。しかし、改めてその内部にふくまれる利害集団や沿岸水域の知識に関する多様性とその時間的な動態を取り上げ、そうした内部的な多様性や動態が環境保全や参加型開発にどのような意味を持つのかを検討する。

2つ目は世界のなかでも今日そうした沿岸水域資源利用と管理に輻輳する集団が参画し、環境保全と開発を模索している東南アジアに焦点をあてる。多様性をふくむ地域社会、漁業の近代化による過剰捕獲、国家や地方政府と地域社会、あるいは環境保全や開発援助を行う外部の国際的な NGO との関わりである。

3つめは先住民社会と環境保全の問題である。ここでは、先住民社会の資源利用やその管理という側面よりも、環境保全をめぐる先住民の社会問題や新たな運動に焦点を当ててみる。

4つめには、生物多様性をめざす国際的な環境運動とその影響をうける国家やその内部の先住民および沿岸漁民との関係である。ここでは、主に国際保護運動のシンボルになっている鯨と、比較的周知されていないナマコをめぐる展開を追うことにした。

5つ目は、人工的な要因も加わるが、その要因の発生を特定地域に限定することも、またそのため環境保全に対応することもきわめてむずかしい国際的な問題を取り上げる。すなわち、地球規模で生じている気候変動がもたらす地域社会へのインパクトと、他方ではそのインパクトを修復しようとするが、その修復過程にはらまれる問題である。

3. 本論集の構成

3.1 参加型開発の問題性と地域住民の多様性

まず第1部では、あらためて地域住民の沿岸水域や資源利用に関する知識に注目している。旧来、人類学にあつては、Johannes (1978; 1980) が指摘するように、先住民やローカルな漁民社会の慣習的海洋資源利用のなかに保全への仕組みが組み込まれており、その知識のあり様を探ることを主要な課題としてきた。今日でも、地域社会と科学者や政府(国・地方)との共同管理(Co-management)やコミュニティを基盤

とした資源管理（Community Based Resource Management）という環境保全の有望視される参加型の施策では、この地域住民の環境に関する知識がその要となっているのである。

そうした中であって、池口は地域住民の知識といっても一枚岩ではなく、その担い手の多様性や語られぬ知識に注目する。

池口論文はまず1980年代のトップダウン型開発の反省としてあらわれてきた参加型開発の問題点ないし批判点を既往の研究にもとづきながら析出する。すなわち、参加型開発とはその理念として社会経済的に不利な立場にある人々を開発の意思決定に参画させ、開発の主体として正統化し、地域住民の合意による持続的な開発をいかに進めるかということである。そうした観点から見ると、目下の参加型開発には、1)「参加」という名目だけを保ちながら、事実上旧来のトップダウン型に近いものになってしまう危険性がある。参加型の趣旨である草の根的な築き上げではなく、行政施策としていくつかの案が提示され、その中から、「地域住民のニーズ」という「参加」によって参加型開発の名目を達成する動向である。そこには、「地域住民」という形で均質化された顔の見えない「ニーズ」が取り出され、しかもそのニーズが環境保全という目的からは逸れて、行政と「地域住民」の「協働関係」（というより共犯関係）のもとに、環境保全、すなわち地域社会の保全とはちがった方向に進む可能性がある。そこにはまた、費用対効果という、短期的な効果をめざす他の協働関係による事業にもはまれる問題が伏在している。

2) 先にも掲げたが、「地域住民」というくくり方である。「地域住民」の意識ないし知識が「参加型」という過程で画一化されてしまう危険性である。参加の基本的な精神は周辺化された人びとを意思決定の過程に参加してもらい、その発言権を強化することであったが、環境との関わり方において、「ジェンダー」、「サバルタン」といったコミュニティ内部の差異やその力関係を考慮せずに、「参加型開発」が進められることである。この地域住民の多様性の問題と開発、引いては環境保全の問題は今後とも議論の焦点になるだろう。

3) 「住民参加」の要諦の1つは「環境保全」および「環境開発」に地域住民のローカルな知識をいかに有効活用できるのか、という問題がある。科学的な知識とならんで、長年その地域で海洋資源との関わりおよび資源利用によって蓄積してきた住民の知識をベースにすることに参加型プロジェクトのもう一つの意味がある。しかし、そうしたローカルな知識も、公の立場から集会等の公式行事として行われるならば、元来公の立場での発言に慣れていない、あるいは自身の海洋資源ないし海洋環境との関わりをマイナーなものとして位置づける者にとっては発言もなく、有効化されない事態になる。沿岸海洋資源のかかなりの部分にそうした明確に見えてこない、しかも数量化することのむずかしいサブシステムや「遊び」の側面をふくみ込む余地が大きく、

そこに蓄えられた知識が結果として、環境保全の施策から排除される可能性を持っている。

池口はそうした問題意識のもとに、沖縄島北部羽地内海の泥干潟利用を臨海地域の古老たちから丹念な聞き取りを行い、詳細な環境認識を浮き彫りにしていく。その際、被調査者たちは自分たちの営みを語るに値しないものと位置づけ、しかもその知識についても同様の意見をもつ。しかしながら、農業村といわれた村のほうが漁業村といわれた臨海村よりも、泥干潟への女性の関わりは強く、しかも、そうした沿岸海洋資源との関わりや意味づけが社会変動の激しい時代にあっては、ライフステージの段階においても変化する可能性も示している。池口は「環境保全」のための「参加型開発」を形骸化した単なる「手続き」としないためには、教育研究機関や行政が協力して、干潟との関わりの方に埋め込まれた知識について手間をかけて掘り起こし、「地域住民の知識」の多様性を活かすことが開発・保全の前提条件であることを主張する。いわば「地域住民」といいながら、それを環境保全や参加型開発という問題と関わらせると、その視野に収めなければならない広範な多様性をどのように受け止め、施策を講じていくのか、至難の問題性を抱えこまなければならない。

参加型開発の問題点の一面を引き出すために、池口論文への解説が長くなってしまったが、参加型開発や環境保全に地域住民の知識を活かすと言っても、とくに社会変動が著しい現代社会にあっては、個人のライフステージや社会変動による沿岸水域や資源への関わりが大きく変化する可能性をふくんでいる。池口とならんで、そこに焦点を当てたのが関論文である。

関は沿岸水域資源利用における空間認識の社会性、つまり沖縄平安座を事例に、沿岸海域の微小地名を素材にしながら「名づけること」の社会的な意味づけについて明らかにしようとする。沿岸水域を名づける行為は海域の資源化のプロセスであり、沿岸海域と利用者との社会的な関わりを映し出すものであるという。本来記録として残ることもない海域の微小地名は一人の人間の海域における活動の記録であり、それはまた資源利用の変化によっても変わりうるものである。そのダイナミクスを丹念に追及する。また後半部では、参加型開発の1例として、襟裳岬における科学的な保護グループ活動が、在地の漁師たちの使用する微小地名を手がかりにする過程で、漁民の沿岸海域に関する知識を共有化することにより、グループ活動の目的が「保護」から漁民と保護動物との「共生」への新たな視点を拓いたことを説いている。

3番目の飯田論文は地域住民の資源利用に関わる技術と知識について、資源管理を超えてより積極的に展望する。マダガスカルヴェズ漁民を事例として、今日一般に参加型開発や資源管理体制確立の過程で主張される政府関係機関による「漁場区画」の設定や資源利用者の限定を問題視する。地域住民内部のみならず回遊性資源に関わる隣接域をふくめると、資源利用に関わる利害関係者はきわめて多様であるにもかか

ならず、時として政府関係者や NGO は短期的な費用対効果をめざすために特定の資源利用者や管理者、それに対応する漁場区画を選定しがちである。そのことがかえって資源管理に関わるプロジェクトに混乱をもたらし、地域社会にそれまで緩やかな形で有効であったソーシャル・キャピタルの衰微をうながし、地域社会の存続を不安定にする。またそれ以上に、飯田は、研究対象地域が「今なお豊饒な海洋環境であること」を前提としてではあるが、漁民の有する漁撈技術と海洋環境に関する知識を自由に展開する可能性を重視する。つまり、住民がみずから蓄えてきた技術と知識をブリコラージュ的に展開させ、隣接地域社会へ配慮しながら、海洋資源や環境の変動および市場経済に柔軟に対応してきた側面を強調するのである。資源管理や環境保全は重要な課題であるが、それとやらんで、住民たちの蓄えてきた多様な技術と知識が資源管理のみならず、漁民の実践的な共同体の存続や住民のアイデンティティにもつながる漁業文化の展開にも安全保障としての意味を持つことを強調する。そのため、地域住民自身が中長期的にみずから主体的に環境の変動やリスクに対応していく肯定的な側面を再評価し、地域住民の技術や知識の展開は今後の人類学的研究においても掘り起こされていくべき側面であることを主張する。

3.2 東南アジア沿岸漁村の開発と NGO 活動の功罪

第2部では、目下経済の近代化や政治的変動の著しい東南アジアの NGO による参加型開発と津波を契機とした国際的な復興支援活動にもなった環境保全との関わりに目を向けてみる。そこでは、東南アジアといっても、国家や地方政府間の政策や国内の地域的な差異が浮き彫りになる。

川辺論文はマレーシア・ペナンにおける零細漁民の環境保全活動およびそのエンパワメントの展開過程に注目する。マレーシア国初の自発的な漁民組織「ペナン浅海漁民福利協会 (Penang Inshore Fishermen's Welfare Association)」は 1990 年代の半ばに組織化された漁民組織である。零細漁民は地域社会や政府からも無視される傾向があり、1つの力や発言権を獲得した存在ではない。どちらかといえば、地域社会の中でも孤立分散した存在であるが、川辺はそうした存在が NGO の働きかけを契機として、マングローブ植林という外部アクターや政府とも協働しうる基盤を得て、経済的に自立した実践的組織体として成長し、エンパワメント化されていく過程を丹念にたどっている。しかし、川辺は関連する論考 (2009) のなかで、当初 NGO の支援を受けて環境保全の活動を行ってきたが、それらは往々にして国や地方政府の無策ぶりを追求することになり、政府側と亀裂を生じていたし、またそうした支援事業が個人的なキー・パーソンに依存する場合、政府との関係における党派的な確執の中で、事業の存続が危ぶまれた時期もあったことも指摘する。それゆえ、現在の環境保全は、地域住民、NGO、国や地方政府がその展開過程において複雑に絡み、利害関係者間の

きわめて政治的な問題であることも川辺の論考は示している。併せて、ペナン浅海漁民福利協会によるマングローブ植林事業それ自体は零細漁民のエンパワメントの好例としてメディアにも取り上げられ、国連大学が「革新的共同体」として高く評価したものであるが、その組織体形成の本来の動機づけとなった零細沿岸漁業と沖合トロール船との資源競合、生活・工業排水、廃棄物処理場、エビ養殖場からの汚染といった問題には未だ手がつけられていず、マングローブ事業の実践的な組織体が今後沿岸水域全体の環境保全にむけてどのように展開していくのか、エンパワメントの展望を考える上で注目される事例である。

そうした意味で、山尾論文は違った側面からではあるが、参加型開発にもつながるひとつの実験的な事例研究を示してくれる。マレー半島西部のスマトラ沖地震・津波の被災地域における国際的な NGO 復興支援活動がもたらした功罪である。まず復興という観点から見ると、NGO 活動が活発に行われた地域とそうでない地域との格差が生み出される以外に、参加型開発にも不可欠な地域社会の存在やその存続という社会的側面の重要性を浮き彫りにする。東南アジアの被災地域において、一様にハードな物理的施設や漁業手段の回復はかなり進んでいるとしても、多くの人命の失われたインドネシア地域では、漁村のリーダーがいなくなり、また地方自治体も機能不全におちいり、復興活動に支障を来している。そのため、一見復興したとしても脆弱さと非持続的な不安定性をかかえた漁村社会が「再興」されていると指摘する。

また、タイの事例では、国際的な NGO 活動による被災地域の復興は巨大な援助資金に支えられ、漁船や養殖場の革新が進み、それまで地方政府による一定の資源管理が行われていたのに、それを超える漁獲量をあげ、かえって持続的な資源利用を崩す結果をまねいていることもある。しかも、NGO が短期的な事業であり、費用対効果を狙うために、比較的成果の出やすい都市近郊部に集中するため、脆弱な、本来援助を必要とする遠隔地の漁村には援助の手が及ばず、地域格差を生み出す結果もまねいている。また、援助機関の施策が、一方では復興の急速な進展や新たな事業育成にも貢献する道を拓いたが、他方では社会関係性資本（ソーシャル・キャピタル）の崩壊や社会倫理の基盤となる文化や伝統の喪失を引き起こし、復興およびその後のコミュニティを基盤とした資源管理においても、旧来の漁村社会が崩壊したところや、リーダーの不在、あるいは行政的な地方分権が進行していない地域にあっては、資源管理の問題の将来像が見えなくなっている。逆に言えば、資源管理や環境保全の問題は行政も含め、地域社会の育成や持続と切り離せない問題であることをあらためて浮き彫りにしている。

3.3 先住民と環境保全をめぐる現代的問題

第3部では、従来の人権運動にくわえて、1990年代以降「環境保全」や「持続可能

な開発」のスローガンが先住民世界にも到達し、とくに動物保護をめぐる団体や政府機関からの諸施策が講じられる過程で、そのインパクトを受けた先住民社会の環境問題や環境保全への対応を描いている。

井上論文は北アメリカ亜極北地域の広大なユーコン河流域における先住民社会の環境運動を検討する。ユーコン河流域の先住民社会は旧来からのサケ資源の利用・管理問題にくわえ、鉱山開発や軍事施設および生活排水に起因する水質汚染、ツーリズムによる環境悪化など積年の包括的な環境問題の析出とその解決を目的として1997年にNGO「ユーコン川先住民政府間流域圏協議会」を組織する。それは現代のカナダ・アメリカ両国にわたるユーコン水系流域全体の先住民社会の意見を調整して、先住民間の軋轢を緩和するとともに、外部社会に対しても包括的な環境整備・資源管理を提案していくユニークな活動である。井上の記述は、一方では今日の環境問題（先住民側から見れば政治的課題）への対応を契機として、設立の目的や理念および組織の運営にあたり、亜極北地域における汎先住民の共約的な「文化的伝統」が今日的な状況下で言説的かつパフォーマンスとして再構築されていく過程を示し、他方ではより実践的に、その協議会をエンパワメントし実質的に実りあるものにするために、1) 先住民の伝統的方法論・視点と科学的方法論や西欧的法体系とのギャップを超え、2) 上流・下流域にわたる、それまで顔の見えない、サケ資源利用や水質汚染では対立関係にあった先住民政府／民族集団の垣根を超えて、いかにユーコン川水系という生態的基盤にもとづいた運命共同体としての意識を形成し、さらには3) アメリカとカナダの両国や州政府間の、どちらかといえば先住民を分断化へ導く行政施策の差異を克服しながら、現代世界における環境問題への取り組みを契機として、亜極北地域の先住民がみずからの理念と主流社会側の技術や法制度をハイブリッド化させながら主体的に新たな運動に踏み出そうとしている姿を詳細に描き出している。そのことは、環境保全がその問題にとどまらず、より広範に民族アイデンティティ構築の契機を与え、先住民世界の歴史的变化へのコンテクストとなる可能性を示している興味深い事例である。

一方、松本論文はオーストラリア・トレス海峡のジュゴン鯨とその管理を事例に、今日のポストコロニアルな状況下において、先住民社会と主流社会の環境保全をめぐる問題点を明らかにする。先住民によるジュゴン鯨については、生物多様性・環境保全・持続可能な開発というグローバル・スタンダードにもとづく主流社会側からの「正当」な「環境問題」視は、先住民側から見れば、狭義の生物保護や環境保全の問題ではなく、現代の環境問題という枠組みを契機に改めて先住民の間で意識化された生存権や民族アイデンティティに関わる文化的・政治的な「社会問題」としての広がりをもつことを説く。トレス海峡諸島のジュゴン鯨をめぐるのは、自然保護連合(IUCN)、ワシントン条約、ボン条約、それにリオデジャネイロにおける地球サミッ

トという動物保護の国際的な動向を受けながら、オーストラリア主流社会側の法整備過程では、ジュゴンの保護と先住民の生活様式の保全を両立併記する矛盾をはらむ状況下に置かれており、主流社会の政府側や科学者はグローバル・スタンダードの推進と批准国および締約国としての責任感から、共同管理やコミュニティを基盤とした資源管理の施策を講じようとするが、先住民の側はその理念に反対するものではないとしても、政府関係者や生物学者がみずからのエビステモロジーにもとづいて資源調査し、管理の方策を提示するやり方に対して違和感を有しており、あくまで自分たちのヘゲモニーのもとで主体的に意思決定できる管理体制であること、またジュゴン猟のみならず、海洋資源の利用・管理は自分たちの「先住権」であるという先住民側の意見を丹念に追っている。

それゆえ、先住民社会における従来の資源利用および管理の人類学的研究は、従来「コモンズ」の視点に立ちながら、時間をこえて持続的に資源利用してきた環境の認識や技術や社会制度を探ろうとするものであったが、現代の環境保全や環境問題を取り扱う場合、外部世界との政治的・経済的・社会的な相互交渉の過程に踏み込まなければならないことを示している。

3.4 捕鯨・ナマコと国際社会

海洋資源管理の問題が「持続的利用のためにうまく運用していく」という初期の目的を背景に持ちながらも、それをめぐる国家や生物保護団体の政治的側面が肥大化してしまい、一部では感情論的な議論にも転化してしまっているものとして、捕鯨問題は1つのシンボリックな事例である。国際捕鯨委員会（IWC）そのものの捕鯨推進国と反捕鯨国との政治的な角逐は視野の外に置くとして、そうした国際捕鯨委員会の動向が先住民社会や古くからの小型鯨類捕鯨地域の社会にも大きなインパクトを与えている。

岩崎論文は先住民による捕鯨に焦点をあて、国際捕鯨委員会（IWC）成立以後の先住民の生業捕鯨が置かれてきた経緯について丹念にたどっている。国際捕鯨委員会の場が鯨類の保全というよりも、生物そのものの保護とならんで、国際的な政治的駆け引きの場に転化していく過程において、先住民が翻弄される状況やIWC内に「先住民・生業捕鯨」という先住民捕鯨を半ば「博物館化」する管理カテゴリーが生まれてきた経緯を詳細に描き出す。IWCはもっぱら大型鯨類に関して議論を行う場であるが、小型鯨類についても、国の管理下にあり、それに国内や国際的な動物保護団体を加えれば、先住民は捕鯨にあたって幾重にも取り巻かれた管理や圧力のもとに置かれているのである。先住民は捕鯨を行う社会・文化的、栄養上の根拠を求められ、かつそれらのニーズを満たすために必要なクジラの頭数を明らかにしなければならない。それでも、先住民が既開発地域からの消費物資が流入するなかにあって捕鯨の存

続ないし復活を希求する最大の要因は、捕鯨活動を生きる糧としての「生業」や食べ物としての嗜好性のみならず、現代の社会状況のなかでは多様な文化的・社会的な意味を持たせようとしていることである。つまり、先住民社会には主流社会からの圧倒的な影響を受けながら、主流社会で平等化されないまま若者や高齢者がある方途を見失っている状況やアイデンティティ存続の危機という脈絡において、先住民は単なる伝統の復活ではなく、現代世界に相応しい形式に変容させながら捕鯨活動にコミュニティの再構築やエスニック・グループとしてのアイデンティティの確立を託したい思いがあるのである。捕鯨は先住民社会にあっては、リーダー、労働集団の編成による個人の位置づけ、さらには肉の分配を通じて、まさにコミュニティ存続の要に位置づけることのできる活動であり、そのことは先住民の置かれた目下の状況にあっては、岸上が先住民の生業捕鯨を「先住民文化の安全保障」と概念化した実践的にコミュニティを持続させていく契機をはらんでいる。そのことは、現代の日本社会にあっては、きわめて複雑化しているが、後述するように、遠藤が和歌山県の太地を事例として描き出した小型鯨類沿岸捕鯨の地域的な意味づけにも通じている。

浜口論文も、カリブ海ベクウェイ島の先住民によるザトウクジラ鯨を事例に、外部からの管理や開発協力が作用する今日の状況を活写する。1つには、先住民による海洋資源利用には、生物保護との関連で、近代技術の導入が保護団体や主流派の人間たちによって常に問題視される。先住民による生物資源利用はあくまで「伝統」的生活様式の保持のためであり、その限りにおいて資源利用を「許可」されているのだから、「伝統」的技術に限定すべきだという考え方である。そのため、保護団体や主流派社会の構成員はその実態をはなれ、「近代技術」という半ば観念的なイメージの上でそれに拒否反応を示すのであるが、浜口は、ベクウェイの場合、狩猟における携帯電話の導入がならん過剰捕獲につながる効率性を増しているわけではないことを指摘する。第2に、浜口論文は国際捕鯨委員会の意向が国家政策におよび、国家によって制定された捕鯨管理規則「先住民生存捕鯨規則 2003」を問題視する。その条項は、国際捕鯨員会からの圧力を受けて、それまで行われていなかった捕鯨許可証の発行により「生存（生業）捕鯨」を国家の管理下に置くものであるが、先住民捕鯨は慣習的に銛手としての能力と人望と資金力のある人物がいなければ操業不可能であり、また規則制定以前すでに目下の適用技術と捕獲可能頭数からすれば実質的な自主管理が行われている状況下にあったにもかかわらず、国家による許可証発行が1つの政治的な利権を生み出し、無意味な銛手や操業グループを生み出す可能性を秘めており、不必要な混乱をもたらしているという。

また、その規則は授乳中の仔鯨や母仔連れの鯨の捕獲も禁止している。たしかに鯨の再生産という視点に立てば正当な規則であるかも知れないが、母鯨を捕獲された仔鯨は自活することができず、餓死する可能性が高い。また先住民側の人員、資金の投

入という負担の面を考慮すれば、母仔連れの捕獲がより効率的であると判断することも可能であり、目下1万600頭と推定されているザトウクジラの捕獲対象数からすれば、現在の捕獲頭数や最大8頭という制限枠内では大きなインパクトを与えていない。浜口は規則の制定が先住民により多くの負担を強いることになり、資源の有効利用という点からも疑問視し、国家とはいえ、外部アクターの関わり方のむずかしさを示している。

さらには、鯨肉や脂皮の衛生面や完全有効利用を意図して新設された鯨類解体作業場は日本の草の根無償資金協力による一種の参加型開発であり、それ自体好ましいことであるが、そこにも鯨類をめぐる今日的な国際関係の政治性を読み取ることは容易であろう。

一方、小型鯨類は各国の資源管理に委ねられている。今日その保護を当然視する欧米社会に対して半ば商業捕鯨復活の施政方針をとる日本にあって、長期にわたり捕鯨を行ってきた日本の沿岸漁村を取り扱ったのがつづく遠藤論文である。国際的には動物保護のシンボルにまで昇華し、捕鯨ならびに利用が衰退している「くじら」であるが、当該地においては、逆にその希少性を地域活性化の1つの有効資源にしようとする。地域格差と観光にともなった「場所の商品化」の進行する日本にあって、資源の乏しい周縁地域においては、鯨類はきわめて有効な資源としてのイメージを帯びる。近世以来の伝統捕鯨から南氷洋捕鯨の労働力供給地、沿岸捕鯨の復活にともなう南氷洋捕鯨技術の流用という歴史を有する地域においては、行政担当者は、一方でくじらの博物館、水族館、捕鯨船資料館などのこれまで蓄積されてきたハードな施設の運営による体験学習機能や地域外の人びととの交流を通じて観光地としての集客を図り、他方では伝統的に食してきたクジラ料理の持続、町内における小・中学校給食事業を通しての鯨食文化の振興、さらに地域の捕鯨関連産業を育成して、地域住民のアイデンティティの形成を図ろうとする。

大局的に見れば、世界システムの1つの周縁として、鯨によって地域としての差異化や商品化を図ろうとする構造的な姿が見えるのであるが、それらの施策には行政からのトップダウン的な傾向が見られ、地域住民自身の自発的な参加や意識向上の必要性を、遠藤は問題点として指摘する。それゆえ、遠藤は今日の国際的な状況下においては、沿岸捕鯨業とそれが地域社会に寄与している多面的な機能を貨幣価値などによって数値化し、国民の理解を得るような施策を講じる必要性を説いている。

海洋生物資源として近年大西洋マグロに関する関係国間の締約国会議が注目を集めたが、それに先行する動きとして、赤嶺論文はナマコを素材にしながら、国際的な管理施策を検討するワシントン条約会議やその作業部会（締約国会議）のポリティクスを問題にする。1970年代初期のスウェーデン・ストックホルムにおける国連人間環境会議以降、その20周年を記念した1992年リオデジャネイロにおける国連環境開発会

議（地球サミット）で改めて仕切り直しをした環境運動であるが、生物多様性保全と地球温暖化防止が地球規模で対処すべき課題として再確認され、国際条約として締約国や批准国、さらに国際的に活動する NGO などにそのための行動をうながしたのである。

赤嶺論文はこうした国際的な環境運動の経緯についてワシントン条約（CITES）を中心にその舞台裏もふくめ詳述している。ナマコという野生動物をめぐる、資源利用者の漁民、資源管理の主体としての国家、豊富な活動資金をもちボーダレスに環境保護運動を展開する国際環境 NGO が錯綜して相互に関係し合う状況を「エコ・ポリティクス」と名づけ、ワシントン条約の会議の現場および漁民たちの現状を追っている。より具体的には北アメリカの華人社会の膨張と生活水準の向上にともなった中米におけるナマコ資源の開発に関わったエスノ・ネットワークや環境保護論者と漁民の対立の背景、さらには米国主導ですすめられるワシントン条約のナマコ問題について触れ、併せて研究者として関わるみずからのスタンスについても言及している。

3.5 環境保全の国際性と総合性

直接的な海洋資源利用による生物へのインパクトではないが、その利用にともなって生起する人体や社会への影響と海洋資源の育成をめざす基礎的な海洋環境の修復・保全に焦点を当てるのが極北地域のイヌイットを扱う岸上論文と沖縄のサンゴ礁を扱う鹿熊論文である。

岸上論文は今日の環境問題ないし環境保全がその起因にしる解決策にしる、ローカルな問題として対処しえず、国際的な問題である事例をまざまざと見せつけてくれる。岸上は気候変動、とくに地球温暖化が著しい雪氷の融解や生物世界への影響を描き出す。それは生息植物や動物への影響、それに連動する極北住民への影響、引いては地域社会の核となっている狩猟行動やその獲得物の分配を通じて凝集力やアイデンティティを形成するコミュニティの基盤への影響とまさに生態的な連鎖をなしている。岸上はそのあり様を詳細にたどるとともに、その解決のためには、国際的な世論形成をはかり、人類的な判断の必要性を力説する。

鹿熊論文は沿岸環境再生の 1 事例として沖縄での造礁サンゴの移植について取り上げる。まず移植の実施は、あくまで「保全」が先で、人為的な移植活動は自然の再生力を助けるだけであり、全体的なサンゴ礁保全策の 1 つに過ぎないことを強調する。手段と目的をはきちがえてもらっては困るということである。サンゴだけにかぎっても、今日外国からの動植物移入によって起こっているように、ときとして移植先での遺伝子の錯乱、移植元であるドナー群体の破壊、それに移植の可能性のゆえにサンゴの密猟の助長など乱開発をまねく恐れもあり、保全活動が本来的であるのに、それをすり替えられてしまう危険性のあることを指摘する。

それとあわせて、サンゴ移植はあくまでサンゴ礁生態系の1要素にすぎないことも強調する。サンゴの場合、様々な他の生物に生息場を提供することによって、生物多様性の増大に寄与する。そのために、造礁サンゴの移植は統合的かつ総合的な沿岸管理のシステム構築のためのほんの一里塚にすぎないという展望である。そのことは、今日行政によってきわめて短期間で人工海岸の「再生」が行われ、一見沿岸水域の保全管理に寄与しているかのようにみえても、本来的な保全とは程遠いものであることを警告しているといつてよい。

また、サンゴ礁保護論者の中には「原生状態のサンゴ」をめざすべきだという意見もあるが、アジア・太平洋域においては、漁業などの人間活動をサンゴ礁海域から完全に排除することなど不可能で、サンゴ礁と人間との共存、つまり保護ではなく、保全できる関わり方を模索すべきであると主張する。

文 献

Berkes, Fikret

- 2006 From Community-Based Resource Management to Complex Systems: The Scale Issue and Marine Commons. *Ecology and Society* 11 (1): 45.
(online) URL: <http://www.ecologyandsociety.org/vol11/iss1/art45/>

Berkes, F. et al. (eds.)

- 1989 *Common Property Resources: Ecology and Community-based Sustainable Development*. London: Belhaven Press.

Conklin, H. C.

- 1957 *Hanunóo Agriculture: a Report on an Integral System of Shifting Cultivation in the Philippines*. Rome: FAO.

Cordell, J.

- 1974 The Lunar-Tide Fishing Cycle in Northern Brazil. *Ethnology* 13: 379–392.

Cordell, J. (ed.)

- 1989 *A Sea of Small Boats*. Cambridge, Massachusetts: Cultural Survival, Inc.

Goodenough, W. H. (ed.)

- 1964 *Explorations in Cultural Anthropology*. New York: McGraw-Hill, Inc.

Gordon, H. S.

- 1954 The economic theory of a common property resource: the fishery. *Journal of Political Economy* 62: 124–142.

Hardin, Garrett

- 1968 The Tragedy of the Commons. *Science* 162: 1243–1248.

Johannes, Robert E.

- 1978 Traditional marine conservation methods in Oceania and their demise. *Annual Review of Ecological Systematics* 9, pp. 349–364.
1981 *Words of the Lagoon: Fishing and Marine Lore in the Palau District of Micronesia*, Berkeley: University of California Press.

- Kishigami, N. and J. Savelle (eds.)
2005 *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies 67).
Osaka: National Museum of Ethnology.
- Ruddle, K. and T. Akimichi (eds.)
1984 *Maritime Institution in the Western Pacific* (Senri Ethnological Studies 17). Osaka:
National Museum of Ethnology.
- Ruddle, K. and R. E. Johannes (eds.)
1985 *The Traditional Knowledge and Management of Coastal Systems in Asia and the Pacific*.
Jakarta: Unesco.
- 秋道智彌
2004 『コモンズの人類学』 京都：人文書院。
- 秋道智彌・岸上伸啓編
2002 『紛争の海——水産資源管理の人類学』 京都：人文書院。
- 伊谷純一郎・原子令三編
1977 『人類の自然誌』 東京：雄山閣出版。
- 川辺みどり
2009 「零細漁民はどのように共同管理へ踏み出すのか——PIFWA に見る始めの一步——」『地
域漁業研究』 50(1): 49-66。
- 岸上伸啓編
2003 『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』(国立民族学博物館調査報告 46) 大阪：
国立民族学博物館。
- 2008 『海洋資源の流通と管理の人類学』 東京：明石書店。
- 渡辺仁編
1977 『生態』(人類学講座 12) 東京：雄山閣出版。